

○深川市介護人材育成研修等事業助成金交付要綱

令和5年4月7日

訓令第34号

(目的)

第1条 この要綱は、市内事業所（深川市内に所在する介護サービス事業所又は老人福祉施設をいう。以下同じ。）に就労している者又は就労しようとする者に対し、介護資格を取得するために必要となる研修受講費その他の費用を補助することについて必要な事項を定め、市内事業所における介護人材の確保並びに介護人材の資質の向上及び職場への定着を促進し、もって市内における安定的な介護サービス等の提供体制の確保及び質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係わる介護職員初任者研修をいう。
- (2) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の規定による必要な知識及び技能の修得を目的とした介護職員実務者研修をいう。
- (3) 介護福祉士資格取得 社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士試験（以下「国家試験」という。）に合格し、当該合格の発表から3か月以内に同法第42条第1項に規定する登録を受けることをいう。
- (4) 介護サービス事業所 次に掲げる事業を行う事業所をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第25項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定

介護予防福祉用具訪問販売を除く。)を行う事業

オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

カ 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(第1号生活支援事業及び第1号介護予防支援事業を除く。)を行う事業

(5) 老人福祉施設 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。

(助成対象者)

第3条 介護職員養成研修等事業助成金の交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、別表第1対象者の欄に掲げるとおりとする。

(助成対象事業)

第4条 助成対象となる事業は、別表第1補助対象事業の欄に掲げるとおりとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表第1補助対象経費の欄に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる経費等を除く。

(1) 未受講により再受講した経費等

(2) 受講料等に対して、他からの助成又は貸付を受けている場合における当該助成等の金額

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、別表第1交付額の欄に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、国、道、他地方公共団体、公益団体等から同種の助成金等の一部を受けている者は、当該助成に係る額を控除した額の交付とする。

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表第2左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表中欄に掲げる申請書に、同表右欄に掲げる書類及び市長が特に必要と認める書類を添付して、当該年度の2月末日までに市長へ提出するものとする。

(助成金の決定及び通知)

第8条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは深川市介護人材育成研修等事

業助成金交付決定通知書（別記様式第5号）により、不交付の決定をしたときは深川市介護人材育成研修等事業助成金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が助成金の交付を受けようとするときは、深川市介護人材育成研修等事業助成金交付請求書（別記様式第7号）を当該年度の3月末日までに市長へ提出するものとする。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求を受理したときは、請求を受けた日から30日以内に交付決定者に助成金を支払うものとする。

（助成金の返還等）

第11条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正な行為があったと認めたとき。

（2） その他市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又はその一部の返還を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月7日から施行する。

（深川市介護職員養成研修事業助成金交付要綱の廃止）

2 深川市介護職員養成研修事業助成金交付要綱（令和2年深川市訓令第21号）は、廃止する。

附 則（令和5年4月27日訓令第39号）

この訓令は、令和5年4月27日から施行する。

別表第1（第3条—第6条関係）

補助対象事業	対象者	交付額	補助対象経費
--------	-----	-----	--------

介護職員初任者 研修過程受講料 助成	前年度3月から当該年度2月に初任者研修を修了後、深川市介護職員人材バンクへの登録をする意思のある者であって、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 申請時において市内に住所を有する者 (2) 市内事業所に介護職員として就労中の者又は就労予定の者 (3) 市内の学校に通学中の者	10万円を上限とした額とする。ただし、学生については、助成対象経費の2分の1以内とし5万円を上限額とする。(千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。)	初任者研修に係る受講料(テキスト代、実習に要した費用等を含む。)
介護福祉士実務者研修受講料助成	前年度3月から当該年度2月に実務者研修を修了した者であって、次のいずれにも該当する者とする。 (1) 申請時において市内に住所を有する者 (2) 市内事業所に介護職員として就労中の者又は就労予定の者	10万円を上限とした額とする。	実務者研修に係る受講料(テキスト代、実習に要した費用等を含む。)
介護福祉士資格取得支援	前年度の国家試験を合格した後に3か月以内に資格登録を行った者であって、次のいずれにも該当する者とする。 (1) 申請時において市内に住所を有する者 (2) 市内事業所に介護職員として就労後3か月以上が経過した者	国家試験受験手数料及び介護福祉士資格登録手数料を合わせた額	国家試験受験手数料及び介護福祉士資格登録手数料

別表第2 (第7条関係)

(令5訓令39・一部改正)

補助対象事業	申請書	添付書類
--------	-----	------

<p>介護職員初任者 研修過程受講料 助成</p>	<p>介護人材育成研修等事業助成金 交付申請書（別記様式第1号）</p>	<p>(1) 研修に係る受講料の領収書の写し (2) 研修に係る修了証明書の写し (3) 身分証明書（住所のわかる顔写真付きのもの）の写し (4) 就労証明書（別記様式第3号）。ただし、介護職員として求職中の者は、深川市介護職員人材バンク登録書（別記様式第4号） (5) 研修の概要がわかる書類</p>
<p>介護福祉士実務者研修受講料助成</p>	<p>介護人材育成研修等事業助成金 交付申請書（別記様式第1号）</p>	<p>(1) 研修に係る受講料の領収書の写し (2) 研修に係る修了証明書の写し (3) 身分証明書（住所のわかる顔写真付きのもの）の写し (4) 就労証明書（別記様式第3号） (5) 研修の概要がわかる書類</p>
<p>介護福祉士資格取得支援</p>	<p>介護人材育成研修等事業助成金 交付申請書（別記様式第2号）</p>	<p>(1) 介護福祉士登録証の写し (2) 介護福祉士国家試験受験手数料の領収書の写し又は支払がわかる書類 (3) 介護福祉士資格登録手数料の領収書の写し又は支払がわかる書類 (4) 身分証明書（住所のわかる顔写真付きのもの）の写し (5) 就労証明書（別記様式第3号）</p>

別記様式第1号（第7条関係）

深川市介護人材育成研修等事業助成金交付申請書

年 月 日

深川市長 様

介護人材育成研修等事業助成金の交付を受けたいので、深川市介護人材育成研修等事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 氏名			
	住所			
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	電話番号			
交付申請 する研修の 内容	研修事業者名			
	研修 (該当する項目に○)		介護職員初任者研修過程	
			介護福祉士実務者研修	
	研修期間	年 月 日から	年 月 日	
	修了年月日	年 月 日		
受講料	() 円 ①			
他の助成 制度等による 給付	なし・あり () 円 ②			
交付申請額	() 円 ①-②			
申立事項等	私は、この助成を受けるにあたり、国、道、公益団体、民間等で実施されている他の類似の助成を受けていないことをここに申し添えます。 署名 _____			
添付書類	<input type="checkbox"/> 研修に係る受講料の領収書の写し <input type="checkbox"/> 研修に係る修了証明書の写し <input type="checkbox"/> 身分証明書（住所のわかる顔写真付きのもの）の写し <input type="checkbox"/> 就労証明書（別記様式第3号）又は人材バンク登録書（別記様式第4号） <input type="checkbox"/> 研修の概要がわかる書類			

別記様式第2号（第7条関係）

深川市介護人材育成研修等事業助成金交付申請書

年 月 日

深川市長 様

介護人材育成研修等事業助成金の交付を受けたいので、深川市介護人材育成研修等事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 氏名			
	住所			
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	電話番号			
交付申請 する研修の 内容	介護福祉士国家試験日 年 月 日	介護福祉士登録日 年 月 日		
	介護福祉士国家試験手数料	() 円 ①		
	介護福祉士資格登録手数料	() 円 ②		
他の助成 制度等による 給付	なし・あり () 円 ③			
交付申請額	() 円 ①+②-③			
申立事項等	私は、この助成を受けるにあたり、国、道、公益団体、民間等で実施されている他の類似の助成を受けていないことをここに申し添えます。 署名 _____			
添付書類	<input type="checkbox"/> 介護福祉士登録書の写し <input type="checkbox"/> 介護福祉士国家試験手数料の領収書の写し又は支払がわかる書類 <input type="checkbox"/> 介護福祉士資格登録手数料の領収書の写し又は支払がわかる書類 <input type="checkbox"/> 身分証明書（住所のわかる顔写真付きのもの）の写し <input type="checkbox"/> 就労証明書（別記様式第3号）			

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

就労証明書

深川市長 様

法人所在地
法人名称
代表者

下記のとおり介護職員として就労していることを証明します。

被雇用者	フリガナ 氏名	
	生年月日	年 月 日
	雇用開始 年月日	年 月 日
就労 事業所	事業所名	
	施設・サービス 種別	
	事業所番号	
	所在地	
	電話番号	
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 臨時職員 <input type="checkbox"/> パート職員 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

※就労事業所は深川市内のみ対象とします。（法人の所在地は市外でも可とします）

また、深川市介護人材育成研修等事業助成金交付要綱第2条第4号に掲げる事業を提供する事業所に介護職員として就労し、かつ、申請時においても就労が継続されている場合に限りです。

別記様式第4号（第7条関係）

深川市介護職員人材バンク登録書

年 月 日

深川市長 様

登録者 住 所
氏 名

介護人材育成研修等事業助成金の交付を受けるにあたり、深川市介護人材育成研修等事業助成金交付要綱第7条の規定により、深川市介護職員人材バンクに登録いたします。
また、深川市内の介護サービス事業所に下記の情報を提供することに同意します。

氏 名	男・女	生年月日	
住 所		電話番号	
備 考			

別記様式第5号（第8条関係）

深川市介護人材育成研修等事業助成金交付決定通知書

年 月 日

様

深川市長

年 月 日付で申請のありました深川市介護人材育成研修等事業（介護職員初任者研修過程・介護福祉士実務者研修受講料・介護福祉士資格取得）助成金交付申請については、深川市介護人材育成研修等事業助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 _____ 円
2. 助成金の交付条件は、次のとおりとする。
 - （1）この目的以外に使用しないこと。
 - （2）交付要綱第11条に該当することとなったときは、既に交付した助成金の全部又はその一部の返還を求めることがあります。

別記様式第6号（第8条関係）

深川市介護人材育成研修等事業助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

深川市長

年 月 日付けで申請のありました介護人材育成研修等事業（介護職員初任者研修過程・介護福祉士実務者研修受講料・介護福祉士資格取得）助成金交付申請については、深川市介護人材育成研修等事業助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

不交付とした理由	
----------	--

（不服の申立て）

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に深川市長に審査請求をすることができます。（この決定があった事を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

（処分の取消しの訴え）

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、深川市（訴訟において深川市を代表する者は深川市長となります。）を被告として、提起することができます。なお、決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第7号（第9条関係）

年 月 日

深川市介護人材育成研修等事業助成金交付請求書

金額 _____ 円

深川市介護人材育成研修等事業助成金交付要綱第9条の規定により、上記金額を請求いたします。

深川市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

銀行等	銀行 金庫 組合	本・支店 本・支所	1. 普通 2. 当座		口 座 番 号	右づめで記入してください													
ゆうちょ銀行		記号						番号											
口座 名義人	フリガナ																		
	氏名																		

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第2号（第7条関係）

（令5訓令39・一部改正）

別記様式第3号（第7条関係）

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第5号（第8条関係）

別記様式第6号（第8条関係）

別記様式第7号（第9条関係）